

秋田県教育委員会訓令第1号

庁中一般
各関係機関

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年三月三十一日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令
秋田県教育庁職員等服務規程（昭和二十八年秋田県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（非常勤の職員に対する適用除外） 第二十条 非常勤の職員（地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に対しては、第五條の二、第十三條、第十四條、第十五條及び第十九條の規定は適用しない。</p>	<p>（非常勤の職員に対する適用除外） 第二十条 非常勤の職員（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に対しては、第五條の二、第十三條、第十四條、第十五條及び第十九條の規定は適用しない。</p>

附則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第十三項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三條の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この訓令による改正後の秋田県教育庁職員等服務規程第二十条の規定を適用する。